

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和2年3月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	東都自動車交通株式会社(法人番号3013301008311) 代表者 宮本 市郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都豊島区西池袋5-13-13 (東浦和営業所) 埼玉県川口市大字柳崎2-21-30
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和元年12月16日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和2年3月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	金港交通株式会社(法人番号8020001019922) 代表者 関 進
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市磯子区上町11-3 (本社営業所) 神奈川県横浜市磯子区上町11-3
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5) 主な違反事項	道路運送法第13条
(6) 違反行為の概要	令和元年5月21日及び令和元年5月27日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法(以下、運送法)第13条)、(2)営業区域外運送違反(運送法第20条)、(3)領収書の発行義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第10条第2項)、(4)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年3月3日
(2)事業者の氏名又は名称	埼玉タクシー株式会社(法人番号6030001074984) 代表者 藤田 洋子
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川口市青木1-6-1 (川口営業所) 埼玉県川口市青木1-6-1
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(40日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6)違反行為の概要	令和元年9月10日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(6)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 4 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和2年3月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	日興タクシー株式会社(法人番号5011401011365) 代表者 山本 眞弓
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都板橋区加賀2-18-15 (本社営業所) 東京都板橋区加賀2-18-15
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)
(5) 主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年9月12日、無免許運転があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第2項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 1 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年3月3日
(2)事業者の氏名又は名称	新光タクシー株式会社(法人番号8011801022439) 代表者 岡田 従容
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区新田2-9-16 (本社営業所) 東京都足立区新田2-9-16
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6)違反行為の概要	令和元年8月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第1項)、(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年3月9日
(2)事業者の氏名又は名称	平坂 強
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県千葉市 (営業所) 千葉県千葉市
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項
(6)違反行為の概要	令和2年2月7日、死亡事故があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年3月10日
(2)事業者の氏名又は名称	エコシステム株式会社(法人番号2010601030483) 代表者 中村 秀樹
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区新木場1-11-14 (綾瀬営業所) 東京都足立区東綾瀬1-23-16-101号、102号、204号
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(41日車)
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	平成31年3月15日及び平成31年3月26日、無免許運転があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(7)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 5 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 12 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年3月10日
(2)事業者の氏名又は名称	株式会社日の丸リムジン(法人番号2010401025221) 代表者 富田 和宏
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都港区赤坂1-12-32 (深川営業所) 東京都江東区白河4-3-14
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(220日車)
(5)主な違反事項	道路運送法第20条
(6)違反行為の概要	令和元年5月20日及び令和元年5月29日並びに令和元年10月9日他、法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金変更認可違反(道路運送法(以下、運送法)第9条の3第1項)、(2)事業計画の事前変更届出違反(運送法第15条第3項)、(3)営業区域外運送違反(運送法第20条)、(4)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条第5項)、(5)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(7)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(9)整備管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出(道路運送車両法第52条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 22 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)



【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和2年3月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社織田タクシー(法人番号7030001093694) 代表者 織田 一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県八潮市木曾根1208-1 (東京営業所) 東京都足立区竹の塚6-24-18
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(20日車)
(5) 主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年8月16日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年3月10日
(2)事業者の氏名又は名称	都自動車株式会社(法人番号7010001030311) 代表者 鶴野 正勝
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区神田錦町3-13 (神田営業所) 東京都千代田区神田錦町3-13
(4)行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5)主な違反事項	道路運送車両法第58条第1項
(6)違反行為の概要	令和元年10月16日、無車検運行があった旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	トーショー交通株式会社(法人番号8012701009336) 代表者 福西 勇二
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都小平市天神町3-10-3 (本社営業所) 東京都東久留米市柳窪1-9
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(60日車)
(5) 主な違反事項	道路運送車両法第58条第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年10月16日、無車検運行があった旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和2年3月17日
(2) 事業者の氏名又は名称	帝都自動車交通株式会社(法人番号2010601038948) 代表者 樋田 雅男
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都中央区日本橋1-21-5 4F (墨田営業所) 東京都墨田区押上2-13-5
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和2年1月17日及び令和2年1月29日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和2年3月18日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社WORLD LINE(法人番号9180301031494) 代表者 稲垣 健三
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 愛知県豊川市三蔵子町大道32 (千葉営業所) 千葉県成田市新田301-8 ブライントンハイムA棟201号
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条
(6) 違反行為の概要	令和元年11月20日及び令和元年11月29日、新規許可を受けたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(2)乗務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)新任運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第36条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年3月23日
(2)事業者の氏名又は名称	芳南交通株式会社(法人番号5060001009443) 代表者 潮田 安磨有
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県真岡市並木町1-6-7 (真岡営業所) 栃木県真岡市並木町1-6-7
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年2月19日、長期間監査未実施であることを端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(2)定期点検整備の未実施(道路運送車両法第48条)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

【様式1-③】

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について  
 〈令和2年3月分〉

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1)行政処分の年月日	令和2年3月24日
(2)事業者の氏名又は名称	日本交通横浜株式会社(法人番号2020001098229) 代表者 金田 隆司
(3)事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1152 (本社営業所) 神奈川県横浜市戸塚区名瀬町1152
(4)行政処分等の内容	文書警告
(5)主な違反事項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6)違反行為の概要	令和2年1月22日、無免許運転があった旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第38条第1項)(2)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(4)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0 点 当該事業者の累積点数(関東運輸局管内) 0 点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)